心身障害児(者)福祉対策に関する当面の改善 拡充策について (意見具申)

昭和53年12月19日 中央児童福祉審議会

本審議会は,去る昭和49年11月「今後推進すべき児 童福祉対策について」答申を行い,その中で心身障 害児及び精神薄弱者対策についての基本的な考え方 や具体的目標等を示したところである。

その後,心身障害の予防と早期発見,早期療育, 在宅心身障害児のための諸サービス,施設入所児

(者)の処遇内容の改善,精神薄弱者の社会適応促進等年々具体的施策が実施に移され,また改善拡充が図られてきたことは喜ばしいことである。

この間,社会情勢はさらに急激な変転をみせ,心 身障害児及びその家庭のニーズもより複雑多様化し ているとともに,養護学校の義務制施行への具体的 準備等内外の関係事情も大きな動きをみせている。

本審議会は,精神薄弱特別部会,身体障害児特別部会,重症心身障害児特別部会等を中心にかかる情勢下における心身障害児(者)対策のあり方について審議検討を続けてきているところであるが,このたび早急に対応すべきものについての改善拡充の方向について以下のような結論を得たので,本審議会の意見として具申する。

なお,来る昭和56年を国際障害者年とすることが 国連で決議されており,それらを指向しつつ,残され た課題についてさらに検討をつづけて行くこととす る。

記

- 1 心身障害児(者)の福祉を向上させるため早急に対応すべき内容と改善拡充の方向は次のとおりである。
 - (1) 心身障害児に関する総合的な地域福祉活動を 推進するため,市又は児童相談所管轄区域程度

の福祉圏を設定し,その地域内における関係行 政機関,福祉施設,親の会などを含めた連絡協 議体制を設け,有機的,効果的活動を展開する こと。

- (2) 心身障害の早期発見・早期療育のため障害の発見,フォローアップ,適切な治療及び指導訓練を行い,かつ,心身障害の総合的診断,判定も行えるような総合通園センターを設置するとともに,従来の児童福祉施設等に専門職員を配置することにより,その機能を一層強化すること。
- (3) 重度の脳性マヒ児についての自立に資するため適切な診断,判定,療育,指導訓練を行うとともに研究,職員の研修を実施するための中枢的機能をもつ医療療育センターを設置すること。
- (4)施設対象児(者)の重度化,重複化,加齢化 等に対応できる療育態勢を整備するための研究 をすすめ,施設運営・処遇要領等の策定を急ぐ こと。
- (5)精神薄弱者援護のための施設を整備し,あわせて,その居住環境の整備と社会適応を助長するための福祉ホームの設置及び生活指導,職能訓練等を目的とする小規模訓練グループへの援助の拡大強化等を行うことによって在宅の心身障害児(者)のための福祉サービスを充実させること。
- (6) 心身障害児(者)の家庭の経済的負担の軽減 を図るため特別児童扶養手当の引上げ及び所得 制限の緩和を行うこと。
- (7)心身障害児(者)療育に携わる専門職員の養

- 成研修を促進し,研修代替職員の確保等現任訓練体制の確立などの条件づくりをすること。
- 2 昭和54年4月からは養護学校教育の義務制が施 行されることになるが、これに伴って児童福祉施 設入所児童の処遇については、次にあげる事項に ついて特に配慮するよう、国は、地方公共団体及 び児童福祉施設の長に対し必要な指導を行うべき である。
 - (1)施設入所児の心身障害の状況は,区々であり, その療育,訓練は必ずしも画一的なプログラム にはなじまない面が多いので,施設としては, これまでの指導訓練の実績をふまえ入所児の個 別的状況に対応した創意工夫をこらした指導訓 練を行うこと。
 - (2) 重度の障害をもつ児童にも教育を受ける機会 を確保するよう施設長等関係者は十分配慮する とともに,重症心身障害児のように生命保持の

- ための特別な医療を必要とする場合などは就学 猶予の手続きをとることを考慮し,医療,福祉 の側面から適切な処遇を行うこと。
- (3)地域の事情によっては施設内に養護学校の分校,分級等が設置される場合もあるが,その際は福祉施設の主体的機能が維持できるよう十分配慮すること。

なお,施設内の児童処遇には十分な知識経験が必要とされるので,場合によっては資格を有する施設職員が学校教育に当たることを検討する必要がある。

- (4)心身障害児通園施設については、学齢未満児の指導訓練のための機能の充実を図ること。
- (5) 養護学校教育義務制の円滑な実施については, 都道府県及び市町村の民生主管部局, 教育委員会のそれぞれが相互の立場を十分理解するとともに,密接な連携をもって進めること。